

○新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例

平成22年10月14日

条例第46号

改正 平成23年3月23日条例第11号

平成23年6月17日条例第27号

平成23年12月9日条例第39号

平成24年3月22日条例第18号

平成24年6月19日条例第50号

平成24年12月11日条例第65号

平成25年6月19日条例第36号

平成26年6月20日条例第21号

平成26年12月22日条例第43号

平成27年3月23日条例第24号

平成28年3月22日条例第16号

平成29年6月21日条例第24号

平成30年3月16日条例第24号

令和元年9月20日条例第12号

令和3年3月17日条例第11号

令和5年3月20日条例第9号

令和5年10月17日条例第36号

令和6年3月21日条例第13号

目次

第1章 総則(第1条—第11条)

第2章 児童館

第1節 施設(第12条)

第2節 指定児童館(第13条—第29条)

第3章 子ども家庭支援センター

第1節 施設(第30条)

第2節 ひろば型一時保育サービス(第31条—第37条)

第4章 子ども総合センター

第1節 施設(第38条)

第2節 児童発達支援等(第39条―第43条)

第3節 ひろば型一時保育サービス(第44条)

第4節 障害幼児一時保育サービス(第45条―第49条)

第5章 雑則(第50条―第54条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置施設及び目的)

第2条 新宿区立子育て支援施設として設置する施設(以下「支援施設」という。)及び目的は、次のとおりとする。

- (1) 新宿区立児童館(以下「児童館」という。) 子供(18歳未満の者をいう。以下この章において同じ。)に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、併せて情操をゆたかにすること。
- (2) 新宿区立子ども家庭支援センター(以下「子ども家庭支援センター」という。) 前号に規定する目的に加え、区民が安心して子供を生み育てることができる家庭環境及び地域環境の形成に資すること。
- (3) 新宿区立子ども総合センター(以下「子ども総合センター」という。) 子育てに関する支援について総合的な推進を図るため、前号に規定する目的に加え、心身に障害のある子供又は心身の発達に遅れのある子供(以下「心身障害児等」という。)に対する専門的な支援と一体的かつ機能的な取組を行うこと。

(名称及び位置)

第3条 支援施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(開館時間)

第4条 支援施設の開館時間は、別表第2のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 支援施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(事業)

第6条 支援施設において行う事業は、次のとおりとする。

(1) 児童館

ア 子供の福祉の増進に関すること。

イ 子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関すること。

ウ 児童館の施設の利用に関すること。

エ その他区長が必要と認める事業

(2) 子ども家庭支援センター(キに規定する事業については、新宿区立榎町子ども家庭支援センター及び新宿区立中落合子ども家庭支援センターに限る。)

ア 前号ア及びイに規定する事業

イ 子供及びその家庭に関する相談に関すること。

ウ 子育てに関する情報の収集及び提供並びに子育てに係る意識の普及啓発に関すること。

エ 子育ての支援に係るサービスの調整に関すること。

オ 新宿区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。)において子育ての支援等に資する活動を行う団体等の育成に関すること。

カ オの団体等と関係機関とのネットワークの形成に関すること。

キ 一時保育サービスの提供に関すること。

ク 子ども家庭支援センターの施設の利用に関すること。

ケ その他区長が必要と認める事業

(3) 子ども総合センター

ア 前号アからキまでに規定する事業

イ 子供の心身の障害及び発達に関する相談に関すること。

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「法定児童発達支援」という。)に関すること。

エ 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービス(以下「法定放課後等デイサービス」という。)に関すること。

オ 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援(以下「法定保育所等訪問支援」という。)に関すること。

カ 在宅の心身障害児等に対する訪問支援に関すること。

キ 各支援施設で提供するサービスに関する総合的な支援に関すること。

ク 子ども総合センターの施設の利用に関すること。

ケ その他区長が必要と認める事業

(平23条例39・平24条例18・平24条例50・平26条例43・平28条例16・平30条例24・
令6条例13・一部改正)

(利用できる者)

第7条 支援施設を利用することができる者は、次のとおりとする。ただし、第30条第6号並びに第38条第6号及び第7号に掲げる施設を使用して実施するサービス並びに法定保育所等訪問支援(以下「施設サービス等」という。)を利用することができる者については、第32条(第44条において準用する場合を含む。)、第39条及び第46条に定めるところによる。

(1) 区内に住所を有する子供

(2) 区内に存する学校に在学し、又は区内に存する事務所若しくは事業所に勤務する子供

(3) 前2号の子供の保護者

(4) その他区長が特に認める者

(平28条例16・一部改正)

(使用料)

第8条 支援施設の利用に係る使用料は、無料とする。ただし、施設サービス等の利用に係る使用料については、第36条(第44条において準用する場合を含む。)、第43条及び第48条に定めるところによる。

(平28条例16・一部改正)

(利用の承認)

第9条 支援施設(第13条に規定する指定児童館を除く。以下この章において「一般支援施設」という。)を利用しようとする者は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、施設サービス等の利用に係る申請及び承認については、第33条(第44条及び第47条において準用する場合を含む。)及び第40条に定めるところによる。

(平28条例16・一部改正)

(利用の不承認)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条本文の承認(以下この章において「利用承認」という。)を与えないものとする。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が営利を目的とするものであるとき。
- (3) その利用が一般支援施設の施設及び設備(以下「施設等」という。)に損害を与えるおそれがあるとき。
- (4) その他一般支援施設の管理上支障があるとき。

(利用承認の取消し等)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用承認を取り消し、又は一般支援施設の利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 利用承認を受けた者(以下この章において「利用者」という。)が利用の取消しを申し出たとき。
- (2) 利用者の利用が前条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき。
- (3) 利用者が利用承認の内容と異なる利用を行ったとき。
- (4) 利用者の利用がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は利用者が区長の指示に従わないとき。
- (5) 利用者が偽りの内容により第9条本文の規定による申請を行う等不正の手段によって利用承認を受けたとき。
- (6) 利用者が災害又は事故により一般支援施設を利用できなくなったとき。
- (7) 公益上必要があると認められるとき。
- (8) その他区長が一般支援施設の管理上支障があると認めるとき。

第2章 児童館

第1節 施設

(施設)

第12条 児童館には、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 集会室
- (2) 遊戯室
- (3) 図書室

第2節 指定児童館

(指定管理者による管理)

第13条 別表第3に掲げる児童館(以下「指定児童館」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(管理業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行うものとする。

- (1) 第6条第1号に規定する事業に関する業務
- (2) 第27条に規定する利用の承認、第28条に規定する利用の不承認及び第29条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- (3) 指定児童館の施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他指定児童館の管理に関し、区長が必要と認める業務

(公募及び申請)

第15条 区長は、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 指定児童館の事業計画書(以下「事業計画書」という。)
- (2) その他区長が必要なものとして規則で定める書類

(選定の方法及び基準)

第16条 区長は、規則で定める申請期間内に前条第2項の規定により申請した団体(以下「申請団体」という。)の中から、次に掲げる選定の基準に照らし、指定児童館の管理を行わせるに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべき団体として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、指定児童館を利用する者の平等な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、指定児童館を利用する者へのサービスの向上を図るものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、指定児童館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費(以下「管理経費」という。)の縮減を図るものであること。
- (4) 当該申請団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) その他区長が指定児童館の指定管理者となるべき団体を選定するために必要と認める基準

2 前条及び前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、指定管理者となるべき団体を公募の方法によらないで選定することができる。

(選定の結果の通知)

第17条 区長は、前条第1項の規定による選定を行ったときはすべての申請団体に、同条第2項の規定による選定を行ったときは当該選定の対象となった団体に、速やかにその結果を通知しなければならない。

(再度の選定)

第18条 区長は、第16条の規定により指定管理者となるべき団体として選定した団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を同条第1項の規定により選定した場合にあっては当該被選定団体を除く申請団体の中から同項の規定により、当該被選定団体を同条第2項の規定により選定した場合にあっては第15条及び第16条第1項の規定により、指定管理者となるべき団体を、再び選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、指定児童館の管理を行うことが適当でないと認められるとき。

2 区長は、前項の規定により指定管理者となるべき団体を再び選定する場合(被選定団体から指定管理者となることを辞退する旨の申出があった場合を除く。)には、前条の規定により選定の結果を通知した被選定団体に対し、速やかに当該通知を取り消す旨を通知しなければならない。

(指定管理者の指定)

第19条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定等の公告)

第20条 区長は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

- (1) 前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき。
- (2) 第24条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第21条 区及び指定管理者は、指定児童館の管理に関し、次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画書に関する事項
- (2) 管理経費に関する事項

- (3) 管理業務を行うに当たって指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
 - (4) 法第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)に関する事項
 - (5) 第24条の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令に関する事項
 - (6) 指定児童館の管理上区に生じた損害の賠償責任に関する事項
 - (7) その他指定児童館の管理に関し、区が必要と認める事項
- (事業報告書の作成及び提出)

第22条 事業報告書は、毎年度終了後30日以内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が年度の途中において第24条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の管理業務を開始した日から当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況
 - (2) 当該年度の指定児童館の利用状況
 - (3) 当該年度の管理経費の収支状況
 - (4) その他区長が指定児童館の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項
- (管理業務等の報告の聴取等)

第23条 区長は、指定児童館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理業務又は当該管理業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第24条 指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令は、次の各号のいずれかの場合に行うものとする。

- (1) 指定管理者が前条の指示に従わないとき。
- (2) その他当該指定管理者による指定児童館の管理を継続することが適当でないと認められるとき。

(開館時間の変更)

第25条 第4条ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて、指定児童館に係る同条本文に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日の変更等)

第26条 第5条ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて、指定児童館に係る同条本文に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用の承認)

第27条 指定児童館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(利用の不承認)

第28条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の承認(以下この節において「利用承認」という。)を与えないものとする。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が営利を目的とするものであるとき。
- (3) その利用が指定児童館の施設等に損害を与えるおそれがあるとき。
- (4) その他指定児童館の管理上支障があるとき。

(利用承認の取消し等)

第29条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、その利用承認を取り消し、又は指定児童館の利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 利用承認を受けた者(以下この節において「利用者」という。)が利用の取消しを申し出たとき。
- (2) 利用者の利用が前条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき。
- (3) 利用者が利用承認の内容と異なる利用を行ったとき。
- (4) 利用者の利用がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は利用者が指定管理者の指示に従わないとき。
- (5) 利用者が偽りの内容により第27条の規定による申請を行う等不正の手段によって利用承認を受けたとき。
- (6) 利用者が災害又は事故により指定児童館を利用できなくなったとき。
- (7) 公益上必要があると認められるとき。
- (8) その他指定管理者が指定児童館の管理上支障があると認めるとき。

第3章 子ども家庭支援センター

第1節 施設

(施設)

第30条 子ども家庭支援センターには、次に掲げる施設(第6号に掲げる施設については、

新宿区立榎町子ども家庭支援センター及び新宿区立中落合子ども家庭支援センターに限る。)を設ける。

- (1) 相談室
- (2) 交流スペース
- (3) 集会室
- (4) 遊戯室
- (5) 図書室
- (6) 一時保育室

(平24条例50・一部改正)

第2節 ひろば型一時保育サービス

(ひろば型一時保育サービス)

第31条 前条第6号に掲げる施設を使用して実施する一時保育サービス(以下この節において「ひろば型一時保育サービス」という。)は、家庭における子育てを支援するため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子供(生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下この節において同じ。)の保育を行うサービスとする。
(利用できる者)

第32条 ひろば型一時保育サービスを利用することができる者は、区内に住所を有する子供の保護者で、当該子供を一時的に保育することができないものとする。

(利用の承認)

第33条 ひろば型一時保育サービスを利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(利用の不承認)

第34条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の承認(以下この節において「利用承認」という。)を与えないものとする。

- (1) 子供が疾病にかかっていることその他の事由によりひろば型一時保育サービスの利用に支障があるとき。
- (2) ひろば型一時保育サービスの運営上支障があるとき。
- (3) その他ひろば型一時保育サービスを利用させることが不適當であるとき。

(利用承認の取消し等)

第35条 区長は、次の各号のいずれかに該当するとき、その利用承認を取り消し、又はその利用承認に係るひろば型一時保育サービスの実施を中止することができる。

- (1) 利用承認を受けた者(以下この節において「利用者」という。)が利用の取消しを申し出たとき。
- (2) 利用者の利用がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は利用者が区長の指示に従わないとき。
- (3) 利用者が偽りの内容により第33条の規定による申請を行う等不正の手段によって利用承認を受けたとき。
- (4) その他区長がひろば型一時保育サービスを利用させることについて支障があると認めるとき。

(ひろば型一時保育サービスの利用に係る使用料)

第36条 利用者は、当該利用者に係る子供がひろば型一時保育サービスを受けたときは、使用料を区長に納めなければならない。

2 使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) ひろば型一時保育サービスを受けた1回当たりの時間が1時間以内の場合 子供1人につき950円を上限として規則で定める額
- (2) ひろば型一時保育サービスを受けた1回当たりの時間が1時間を超える場合 子供1人につき前号に規定する額に当該1時間を超える時間について30分を単位として350円を上限として規則で定める額を加算して得た額

(使用料の減免)

第37条 区長は、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

第4章 子ども総合センター

第1節 施設

(施設)

第38条 子ども総合センターには、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 相談室
- (2) 交流スペース
- (3) 集会室
- (4) 遊戯室
- (5) 図書室
- (6) 指導訓練室
- (7) 一時保育室

(平24条例18・一部改正)

第2節 児童発達支援等

(平24条例18・改称)

(利用できる者)

第39条 前条第6号に掲げる施設を使用して実施する法定児童発達支援若しくは法定放課後等デイサービス又は法定保育所等訪問支援(以下「児童発達支援等」という。)を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 区内に住所を有していること。

(2) 次に掲げるいずれかの者であること。

ア 児童福祉法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証を交付された者

イ 児童福祉法第21条の5の6第1項の申請をし、同法第21条の5の7第1項の規定により障害児通所給付費等を支給する旨の決定を受け、かつ、同法第21条の5の4第1項第1号に規定する期間において、同号に規定する理由を有する者

ウ 児童福祉法第21条の5の6第1項の申請をし、当該申請をした日から同法第21条の5の7第1項の規定により障害児通所給付費等を支給しない旨の決定を受ける日までの間において、同法第21条の5の4第1項第1号に規定する理由を有する者

(3) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児(以下「障害児」という。)で規則で定めるものの保護者であること。

(平24条例18・平28条例16・一部改正)

(利用の承認)

第40条 児童発達支援等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(平24条例18・一部改正)

(利用の不承認)

第41条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の承認(以下この節において「利用承認」という。)を与えないものとする。

(1) 児童発達支援等の運営上支障があるとき。

(2) その他児童発達支援等を利用させることが不適當であるとき。

(平24条例18・一部改正)

(利用承認の取消し等)

第42条 区長は、次の各号のいずれかに該当するとき、その利用承認を取り消し、又は

その利用承認に係る児童発達支援等の実施を中止することができる。

- (1) 利用承認を受けた者(以下この節において「利用者」という。)が利用の取消しを申し出たとき。
- (2) 利用者の利用がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は利用者が区長の指示に従わないとき。
- (3) 利用者が偽りの内容により第40条の規定による申請を行う等不正の手段によって利用承認を受けたとき。
- (4) その他区長が児童発達支援等を利用させることについて支障があると認めるとき。

(平24条例18・一部改正)

(児童発達支援等の利用に係る使用料)

第43条 利用者は、当該利用者に係る障害児が児童発達支援等を受けたときは、使用料を区長に納めなければならない。

- 2 使用料の額は、児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に児童発達支援等に要した費用(同条第1項に規定する通所特定費用(以下「特定費用」という。)を除く。))の額を超えるときは、当該現に児童発達支援等に要した費用の額)とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、児童福祉法第21条の5の7第11項の規定により障害児通所給付費が児童発達支援等を受けた障害児に係る利用者に代わり区に支払われる場合における使用料の額は、前項の使用料の額から当該障害児通所給付費を控除して得た額とする。
- 4 前2項に規定するもののほか、使用料の額は、特定費用として次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 日常生活に要する費用のうち食事の提供に要する費用 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第3号に規定する無償化対象通所児童である場合その他規則で定める場合 0円

イ アに掲げる場合以外の場合 1食につき550円

- (2) その他日常生活に要する費用 実費相当額

(平24条例18・令元条例12・令5条例9・一部改正)

第3節 ひろば型一時保育サービス

(準用)

第44条 前章第2節の規定は、第38条第7号に掲げる施設を使用して実施する一時保育サー

ビス(次条に規定するものを除く。)について準用する。この場合において、第31条中「前条第6号」とあるのは「第38条第7号」と、第34条中「前条」とあるのは「第44条において準用する前条」と、第35条第3号中「第33条」とあるのは「第44条において準用する第33条」と、第36条第2項第2号中「前号」とあるのは「第44条において準用する前号」と、第37条中「前条」とあるのは「第44条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第4節 障害幼児一時保育サービス

(障害幼児一時保育サービス)

第45条 前条に規定するもののほか、第38条第7号に掲げる施設を使用して実施する一時保育サービス(以下この節において「障害幼児一時保育サービス」という。)として、家庭における子育てを支援するため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった心身障害児等(3歳から小学校就学の始期に達するまでの者に限る。以下この節において「障害幼児」という。)について個々の発達段階又は障害の状況に応じて保育を行うサービスを実施する。

(利用できる者)

第46条 障害幼児一時保育サービスを利用することができる者は、区内に住所を有する障害幼児で次の各号のいずれかに該当するものの保護者であって、当該障害幼児を一時的に保育することができないものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日民児精発第58号)第5条の規定により愛の手帳の交付を受けた者
- (3) 児童福祉法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証に記載された障害児
- (4) その他区長が障害幼児一時保育サービスを受けさせることが適当と認める者

(平24条例18・一部改正)

(準用)

第47条 第33条から第35条までの規定は、障害幼児一時保育サービスについて準用する。

この場合において、これらの規定中「ひろば型一時保育サービス」とあるのは「障害幼児一時保育サービス」と読み替えるほか、第34条中「前条」とあるのは「第47条において準用する前条」と、同条第1号中「子供」とあるのは「障害幼児」と、第35条第3号中「第33条」とあるのは「第47条において準用する第33条」と読み替えるものとする。

(障害幼児一時保育サービスの利用に係る使用料)

第48条 利用者は、当該利用者に係る障害幼児が障害幼児一時保育サービスを受けたときは、1日当たり障害幼児1人につき1,000円を上限として規則で定める額を使用料として区長に納めなければならない。

(使用料の減免)

第49条 区長は、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

第5章 雑則

(利用権の譲渡等の禁止)

第50条 利用者(第9条本文、第27条、第33条(第44条又は第47条において準用する場合を含む。))又は第40条の承認を受けた者をいう。以下この章において同じ。))は、支援施設又は施設サービス等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平28条例16・一部改正)

(施設等の変更の禁止)

第51条 利用者は、支援施設の施設等に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長(指定児童館にあつては、指定管理者)の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第52条 利用者は、支援施設の利用を終了したとき又は第11条若しくは第29条の規定により利用承認が取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに支援施設の施設等を原状に回復しなければならない。ただし、区長(指定児童館にあつては、指定管理者)の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第24条の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに指定児童館の施設等を原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第53条 利用者及び指定管理者は、支援施設の施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

(新宿区立児童館条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 新宿区立児童館条例(昭和39年新宿区条例第44号)

(2) 新宿区立子ども家庭支援センター条例(平成11年新宿区条例第47号)

(3) 新宿区立子ども発達センター条例(平成17年新宿区条例第19号)

(新宿区立児童館条例の廃止に伴う指定管理者に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の新宿区立児童館条例(以下「廃止前児童館条例」という。)第21条の規定により廃止前児童館条例別表第2に掲げる児童館の指定管理者に指定されている者は、第19条の規定により別表第3に掲げる児童館の指定管理者に指定された者とみなす。

(新宿区立子ども家庭支援センター条例の廃止に伴う利用料に関する経過措置)

- 4 附則第2項の規定による廃止前の新宿区立子ども家庭支援センター条例(以下「廃止前子ども家庭支援センター条例」という。)第23条の規定により利用者が納めなければならない利用料及びその納入に係る手続については、なお従前の例による。

(新宿区立子ども発達センター条例の廃止に伴う使用料に関する経過措置)

- 5 附則第2項の規定による廃止前の新宿区立子ども発達センター条例(以下「廃止前子ども発達センター条例」という。)第8条の規定により利用者が納めなければならない使用料及びその納入に係る手続については、なお従前の例による。

(利用の承認を受けている者に関する経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に廃止前児童館条例第8条若しくは第29条に規定する利用の承認、廃止前子ども家庭支援センター条例第8条若しくは第20条に規定する利用の承認又は廃止前子ども発達センター条例第6条に規定する利用の承認(廃止前子ども発達センター条例第3条第2号及び第4号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けている者は、それぞれ当該者をこの条例の相当規定により承認を受けた者とみなす。

(ひろば型一時保育サービスの利用に関する準備行為)

- 7 第44条において準用する第33条から第35条までの規定による子ども総合センターにお

ける一時保育サービスに係る利用の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(児童発達支援等に関する特例措置)

- 8 区長は、平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間、規則で定めるところにより、次に掲げる額を減額することができる。

(1) 第43条第2項の使用料の額から児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により支給される障害児通所給付費の額又は同法第21条の5の4第1項第1号の規定により支給される特例障害児通所給付費の額を控除して得た額

(2) 第43条第3項の使用料の額

(平24条例18・平27条例24・平30条例24・令元条例12・令3条例11・令6条例13・一部改正)

- 9 第43条第4項第1号イに掲げる特定費用としての使用料の額は、令和9年4月1日以後の利用に対して適用し、同日前における利用に係る当該特定費用としての使用料の額は、1食につき270円とする。

(平27条例24・平30条例24・令元条例12・令3条例11・令6条例13・一部改正)

附 則(平成23年3月23日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年6月17日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(指定管理者の指定に関する準備行為)

- 2 新宿区立百人町児童館(以下「百人町児童館」という。)に係るこの条例による改正後の新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第15条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条から第18条までの規定の例により行うことができる。

(承認を受けている者の経過措置)

- 3 施行日以後において百人町児童館を利用しようとする者がこの条例の施行の際現にこの条例による改正前の新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例第9条本文

の承認を受けている場合(当該利用時において現に当該承認の効力を有する場合に限る。)
は、当該者を改正後の条例第27条の承認を受けている者とみなす。

附 則(平成23年12月9日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第18号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に利用したこの条例による改正前の第39条に規定する児童サービスに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月19日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条第2号及び第30条の改正規定は同年11月1日から、次項及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(指定管理者の指定に関する準備行為)

- 2 新宿区立中町児童館及び新宿区立東五軒町児童館(以下「中町児童館等」という。)に係るこの条例による改正後の新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第15条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条から第18条までの規定の例により行うことができる。

(ひろば型一時保育サービスの利用に関する準備行為)

- 3 新宿区立中落合子ども家庭支援センターにおける改正後の条例第31条に規定するひろば型一時保育サービスに係る改正後の条例第33条から第35条までの規定による利用の申請及び承認その他の当該ひろば型一時保育サービスの利用のために必要な行為は、第6条第2号及び第30条の改正規定の施行の日前においても、改正後の条例第33条から第35条までの規定の例により行うことができる。

(承認を受けている者の経過措置)

- 4 施行日以後において中町児童館等を利用しようとする者がこの条例の施行の際現にこの条例による改正前の新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例第9条本文の承認を受けている場合(当該利用時において現に当該承認の効力を有する場合に限る。)
は、当該者を改正後の条例第27条の承認を受けている者とみなす。

附 則(平成24年12月11日条例第65号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月19日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 新宿区立北新宿子ども家庭支援センターに係るこの条例による改正後の新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第9条から第11条までの規定による利用の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、これらの規定の例により行うことができる。
- 3 新宿区立本塩町児童館及び新宿区立北山伏児童館(以下「本塩町児童館等」という。)に係る改正後の条例第15条から第18条までの規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 4 施行日以後において本塩町児童館等を利用しようとする者がこの条例の施行の際現にこの条例による改正前の新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例第9条本文の承認を受けている場合(当該利用時において現に当該承認の効力を有する場合に限る。)は、当該者を改正後の条例第27条の承認を受けている者とみなす。

(新宿区学童クラブ条例の一部改正)

- 5 新宿区学童クラブ条例(平成12年新宿区条例第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成26年6月20日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 新宿区立中井児童館(以下「中井児童館」という。)に係るこの条例による改正後の新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第15条から第18条までの規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指

定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日以後において中井児童館を利用しようとする者がこの条例の施行の際現にこの条例による改正前の新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例第9条本文の承認を受けている場合(当該利用時において現に当該承認の効力を有する場合に限る。)は、当該者を改正後の条例第27条の承認を受けている者とみなす。

附 則(平成26年12月22日条例第43号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第24号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例第6条第3号オに規定する法定保育所等訪問支援に係る同条例第40条から第42条までの規定による利用の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則(平成29年6月21日条例第24号)

この条例は、平成29年9月19日から施行する。

附 則(平成30年3月16日条例第24号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月20日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第43条第4項(第1号に係る部分に限る。)及び附則第9項の規定は、この条例の施行の日以後に実施する第39条に規定する児童発達支援等(以下「児童発達支援等」という。)について適用し、同日前に実施した児童発達支援等については、な

お従前の例による。

附 則(令和3年3月17日条例第11号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月17日条例第36号)

この条例は、令和5年11月6日から施行する。

附 則(令和6年3月21日条例第13号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平25条例36・平29条例24・令5条例36・一部改正)

(1) 児童館

名称	位置
新宿区立本塩町児童館	東京都新宿区四谷本塩町4番9号
新宿区立北山伏児童館	東京都新宿区北山伏町2番17号
新宿区立中町児童館	東京都新宿区中町25番地
新宿区立東五軒町児童館	東京都新宿区東五軒町5番24号
新宿区立薬王寺児童館	東京都新宿区市谷薬王寺町20番40号
新宿区立早稲田南町児童館	東京都新宿区早稲田南町50番地
新宿区立富久町児童館	東京都新宿区富久町22番21号
新宿区立百人町児童館	東京都新宿区百人町二丁目18番21号
新宿区立高田馬場第一児童館	東京都新宿区高田馬場三丁目18番21号
新宿区立高田馬場第二児童館	東京都新宿区高田馬場一丁目4番17号
新宿区立上落合児童館	東京都新宿区上落合二丁目28番8号
新宿区立中井児童館	東京都新宿区中井一丁目8番12号
新宿区立西落合児童館	東京都新宿区西落合一丁目31番24号
新宿区立北新宿第一児童館	東京都新宿区北新宿二丁目3番7号
新宿区立西新宿児童館	東京都新宿区西新宿四丁目35番28号

(2) 子ども家庭支援センター

名称	位置
----	----

新宿区立信濃町子ども家庭支援センター	東京都新宿区信濃町20番地
新宿区立榎町子ども家庭支援センター	東京都新宿区榎町36番地
新宿区立中落合子ども家庭支援センター	東京都新宿区中落合二丁目7番24号
新宿区立北新宿子ども家庭支援センター	東京都新宿区北新宿三丁目20番2号

(3) 子ども総合センター

名称	位置
新宿区立子ども総合センター	東京都新宿区新宿七丁目3番29号

別表第2(第4条関係)

(平23条例11・平23条例27・平24条例50・平24条例65・平25条例36・平26条例21・一部改正)

名称	開館時間
新宿区立薬王寺児童館 新宿区立高田馬場第二児童館 新宿区立西落合児童館	1 月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)並びに新宿区立学校の管理運営に関する規則(昭和53年新宿区教育委員会規則第6号)第3条の2第1項第1号から第3号まで及び第5号に規定する休業日(以下「休業日」という。)を除く。)は、午前9時30分から午後6時まで 2 土曜日、日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで 3 休業日に当たる月曜日から金曜日まで(休日を除く。)は、午前9時から午後6時まで
新宿区立本塩町児童館 新宿区立北山伏児童館 新宿区立中町児童館 新宿区立東五軒町児童館 新宿区立早稲田南町児童館 新宿区立富久町児童館 新宿区立百人町児童館 新宿区立高田馬場第一児童館	午前9時から午後6時まで

新宿区立上落合児童館 新宿区立中井児童館 新宿区立北新宿第一児童館 新宿区立西新宿児童館	
新宿区立信濃町子ども家庭支援センター 新宿区立榎町子ども家庭支援センター 新宿区立中落合子ども家庭支援センター 新宿区立北新宿子ども家庭支援センター	1 月曜日から金曜日まで(休日を除く。)は、午前8時30分から午後7時まで 2 土曜日、日曜日及び休日は、午前9時30分から午後6時まで
新宿区立子ども総合センター	1 月曜日から土曜日まで(休日を除く。)は、午前8時30分から午後7時まで 2 日曜日及び休日は、午前8時30分から午後6時まで

別表第3(第13条関係)

(平23条例27・平24条例50・平25条例36・平26条例21・一部改正)

新宿区立本塩町児童館、新宿区立北山伏児童館、新宿区立中町児童館、新宿区立東五軒町児童館、新宿区立早稲田南町児童館、新宿区立富久町児童館、新宿区立百人町児童館、新宿区立高田馬場第一児童館、新宿区立上落合児童館、新宿区立中井児童館、新宿区立北新宿第一児童館、新宿区立西新宿児童館